

～ 10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です ～

労使間トラブルの解決相談会

～労働委員会委員が相談に応じます～

熊本県労働委員会では、解雇や労働条件の変更、その他労働者と事業主との間に起こったトラブルについて、話し合いによる解決をお手伝いする「あっせん」を行っています。

この「あっせん」制度を広く知っていただくとともに、本制度の一層の利用拡大を図ることを目的として、**熊本県労働委員会委員(大学教授、弁護士、労働組合役員、会社役員等)**による相談会を次のとおり行います。

労使間のトラブルでお困りの労働者・事業主の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

<労使間トラブルの解決相談会>

無料

秘密厳守

◆ 日 時 令和7年10月25日(土)

午前10時00分～午後4時30分

※受付は午後4時までです。

◆ 会 場 くまもと県民交流館パレア 9階 会議室 5

(熊本市中央区手取本町8番9号 テトリアくまもとビル)

◆ 申込方法 事前予約不要(電話予約優先)

◆ 相談料 無料

※ 相談時間は、1人30分を目安とします。また、相談は1人1回限りとさせていただきます。

※ 相談内容に関する資料(労働契約書等)があれば、ご持参ください。



<お問合せ先>

熊本県労働委員会事務局

熊本市中央区水前寺 6-18-1 (県庁本館3階)

TEL 096-333-2753

※月～金/8:30～12:00、13:00～17:15

WEB サイト

